

軌道法

1. 案内情報

手続名	: 運賃及び料金の認可
手続根拠	: 軌道法第 11 条第 1 項 軌道法施行規則第 19 条 ~ 第 22 条
手続対象者	: 軌道経営者
提出時期	: 運賃及び料金を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 認可申請書を国土交通省鉄道局業務課（年間の運賃・料金収入額が 30 億円を下回る鉄道事業者に係るもの、基本的でない運賃及び料金は、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 実測換算中心キロ程表、営業キロ程表、旅客運賃表
申請書様式	: 認可申請書（書式は任意）。記載事項は軌道法施行規則第 19 条第 1 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局業務課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9

九州運輸局鉄道部監理課 092 - 472 - 4051

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先までお願いいたします。

3. 手続情報

- 審査基準
- ： ・ 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
 - ・ 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ・ 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。
 - ・ 他の鉄道事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

標準処理期間：1ヶ月～4ヶ月

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)

1. 案内情報

手続名	: 料金の届出、割引割増運賃・料金の届出
手続根拠	: 軌道法第 11 条第 1 項 軌道法施行規則第 22 条第 3 項 軌道運賃料金割引等規則
手続対象者	: 軌道経営者
提出時期	: 運賃及び料金を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 届出書を、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	: 認可申請書（書式は任意）。記載事項は軌道法施行規則第 22 条第 3 項及び軌道運賃料金割引等規則第 3 条を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先までお願いいたします。

1. 案内情報

手続名	: 運輸に関する協定の届出
手続根拠	: 軌道法施行規則第 33 条
手続対象者	: 軌道経営者
提出時期	: 運輸に関する協定を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 届出書を当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 協定書の写し
申請書様式	: 届出書(書式は任意)。記載事項は鉄道事業法施行規則第 33 条第 2 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先までお願いいたします。